

# 和歌山工業高等専門学校男女共同参画室規則

制定 平成29年4月1日

(趣旨)

**第1条** この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則（平成5年1月26日制定）第12条に基づき、和歌山工業高等専門学校男女共同参画室（以下「参画室」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 参画室は、独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画行動計画（平成23年策定）に基づき、男女共同参画を推進することを目的とする。

(業務)

**第3条** 参画室においては、次の業務を行うものとする。

- 一 教育活動全般を通じた男女共同参画推進に関すること。
- 二 教育・研究・就業における男女共同参画の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境整備に関すること。
- 三 男女共同参画の意識啓発に関すること。
- 四 学校運営における意思決定への男女共同参画の推進に関すること。
- 五 その他男女共同参画の推進に関すること。

2 参画室は、他の学内組織に対し、前項に掲げる業務を推進するため、検討を要請することができる。

(組織)

**第4条** 参画室は、次に掲げる者をもって組織する。ただし、室長は室員を兼ねることができる。

- 一 室長
- 二 室員

(室長)

**第5条** 室長は、教授のうちから、校長が指名する。

2 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 室長は、校長の命を受け、参画室の業務を掌理する。

(室員)

**第6条** 室員は、次の各号に掲げる者から校長が指名する。

- 一 各学科から教員 1名
- 二 事務職員 1名
- 三 総務課長
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

2 校長は、室員の指名に当たり、男女共同参画に対する多様な意見に配慮するよう努めるものとする。

3 第1項第一号、第二号及び第五号の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 室員は、室長の命を受け、参画室の業務を処理する。

(副室長)

**第7条** 参画室に、副室長を置くことができる。

2 副室長は、室員のうちから、室長が指名する。

3 副室長は、室長の職務を補佐するものとする。

(事務)

**第8条** 参画室に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、参画室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行し、平成28年9月7日から適用する。